

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案要綱

第一 配慮義務に係る規定の改正

(第三条関係)

法人等が寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務を定める第三条の規定について、「配慮しなければならない」とあるのを「十分に配慮しなければならない」に改めるとともに、同条を第一章（総則）から第二章（寄附の不当な勧誘の防止）に位置付けるものとする。

第二 配慮義務の遵守に係る勧告等に係る規定の創設

(新第六条関係)

一 勧告

内閣総理大臣は、法人等が配慮義務を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

二 公表

内閣総理大臣は、一による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかった

ときは、その旨を公表することができること。

三 報告の求め

内閣総理大臣は、一による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、配慮義務として掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができること。

第三 検討期間の短縮

(附則第五条関係)

この法律の規定についての検討に関して、この法律の施行後「三年を目途」とあるのを「二年を目途」に改めること。

第四 その他

その他所要の規定を整備すること。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「―第三条」を「・第二条」に、「第二章 寄附の勧誘に関する規制」を「第二章 寄附の不当な
第一節 配慮義務

勧誘の防止

に、「第一節」を「第二節」に、「第二節」を「第三節」に改める。
(第三条) 」

第三条の見出しを削り、同条中「事項に」の下に「十分に」を加える。

第六条を次のように改める。

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受け
る個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生
ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を
勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第七条の見出しを「（禁止行為に係る報告、勧告等）」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第二章中第二節を第三節とし、第一節を第二節とし、同章の章名を削る。

第二条の次に次の章名及び節名を付する。

第二章 寄附の不当な勧誘の防止

第一節 配慮義務

第十四条中「第二章第二節」を「第二章第三節」に改める。

第十六条中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第十七条中「第六条」を「第七条第一項」に改める。

附則第一条第二号中「第二章第二節」を「第二章第三節」に改める。

附則第五条中「三年」を「二年」に改める。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する修正案 対照表

(傍線の部分は修正部分)

修正後	修正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則 (第一条・第二条)</p> <p>第二章 寄附の不当な勧誘の防止</p> <p>第一節 配慮義務 (第三条)</p> <p>第二節 禁止行為 (第四条・第五条)</p> <p>第三節 違反に対する措置等 (第六条・第七条)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第二章 寄附の不当な勧誘の防止</p> <p>第一節 配慮義務</p> <p>(削る)</p> <p>第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に十分に配慮しなければならない。</p> <p>一 (同下)</p>	<p>目次</p> <p>第二章 総則 (第一条・第三条)</p> <p>第二章 寄附の勧誘に関する規制</p> <p>(新設)</p> <p>第一節 禁止行為 (第四条・第五条)</p> <p>第二節 違反に対する措置等 (第六条・第七条)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(寄附の勧誘を行うに当たつての配慮義務)</p> <p>第三条 法人等は、寄附の勧誘を行うに当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。</p> <p>一 寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難</p>

二 (同下)

三 (同下)

(削る)

第二節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 (略)

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 (略)

な状態に陥ることがないようにすること。

二 寄附により、個人又はその配偶者若しくは親族（当該個人が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条から第八百八十条までの規定により扶養の義務を負う者に限る。第五条において同じ。）の生活の維持を困難にすることがないようにすること。

三 寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を明らかにするとともに、寄附される財産の用途について誤認させるおそれがないようにすること。

第二章 寄附の勧誘に関する規制

第一節 禁止行為

(寄附の勧誘に関する禁止行為)

第四条 (略)

(借入れ等による資金調達の要求の禁止)

第五条 (略)

第三節 違反に対する措置等

(配慮義務の遵守に係る勧告等)

第六条 内閣総理大臣は、法人等が第三条の規定を遵守していないため、当該法人等から寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護に著しい支障が生じていると明らかに認められる場合において、更に同様の支障が生ずるおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、遵守すべき事項を示して、これに従うべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた法人等がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による勧告をするために必要な限度において、法人等に対し、第三条各号に掲げる事項に係る配慮の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(禁止行為に係る報告、勧告等)

第七条 内閣総理大臣は、第四条及び第五条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

第二節 違反に対する措置等

(報告)

第六条 内閣総理大臣は、前二条の規定の施行に関し特に必要と認めるときは、その必要の限度において、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(勧告及び命令)

第七条 (新設)

2| 内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3| 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4| 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第三節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国务大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第十六条 第七条第三項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

内閣総理大臣は、法人等が不特定又は多数の個人に対して第四条又は第五条の規定に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれが著しいと認めるときは、当該法人等に対し、当該行為の停止その他の必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2| 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた法人等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該法人等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3| 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 内閣総理大臣は、第二章第二節及び前条の規定による権限（同条の規定による権限にあつては、国务大臣に対するものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第十六条 第七条第二項の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 ~~第七条第一項~~の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第五条、第二章第三節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十七条 ~~第六条~~の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第五条、第二章第二節及び第六章の規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況及び経済社会情勢の変化を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案並びに法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、両法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第五条の検討に当たっては、国会における審議において実効性に課題が示された点について検討し、必要な措置を講ずること。

二 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに行政措置の基準を示すとともに、配慮義務の内容についても具体例を示すなどして周知すること。

三 効果的に取消権の行使や配慮義務規定の活用ができるようにするため、政府は、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案（以下「新法」という）及び消費者契約法改正案の国会における審議を踏まえて、その解釈について、十分な周知をすること。

四 禁止行為の違反に対する法人等への勧告・命令を実効あるものとするため、罰則の適用に当たっては、実行者のみが制裁対象となることのないよう併科規定を設けた趣旨を踏まえ、新法の規定内容・趣旨について、関係機関等に対して周知すること。

五 悪質な勧誘行為を受けたことにより、取消権又は債権者代位権を有している者が、実際にはその取消権又は債権者代位権を行使することができない事態が生じないよう、きめ細かな相談体制を構築するとともに、相談体制の整備に留まらず、権利行使の実効性確保に必要な支援措置を十分に講ずること。

六 親権者が寄附をしている場合には未成年の子が債権者代位権を行使することは困難であることから、未成年者の子の援助を充実すること。

七 法テラスの活用については、相談体制を整備するとともに、被害回復に向けた返還請求訴訟等につなげるよう、利用者にとって必要な支援措置を十分講ずること。

八 親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含むこともが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。

九 円滑な法運用を可能とすべく、法施行後、政府は速やかに条文解説、Q & Aなどを作成し、ホームページ等において公表すること。また、禁止行為の違反に対する行政措置については、当該措置が十分に機能するよう体制を整備すること。

十 消費者契約法については、行政措置を導入して民事ルールと相まって被害の防止・救済を実現しようとする新法の意義や配慮義務その他の規定に係る新法の成立過程における国会での議論も踏まえて、第二百八回国会における附帯決議で求められた、同法の消費者法令における役割を多角的見地から整理し直した上で、既存の枠組みに捉われない抜本的かつ網羅的なルール設定の在り方についての検討をすすめること。

十一 消費者契約法第四十条により、独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体が、適格消費者団体に対し提供する消費者紛争に関する情報を内閣府令で定める際には、消費者取引に関連する幅広い情報が提供できるよう検討すること。

十二 独立行政法人国民生活センターは、独立行政法人国民生活センター法第四十二条第二項による公表について、消費者被害の拡大を防ぐため、事業者の名称を迅速に公表することができるよう体制を整備すること。